

令和2年度「干しのり」需要者割当て発注限度内示書（再配分）発給要領

令和2年度「干しのり」の輸入割当てについて（令和3年1月18日付け輸入発表第16号）の注意書きの3.に基づく「干しのり」の余剰分を再配分するための発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記によって行う。

記

1 内示数量

194,703,100枚

なお、全形（面積が430平方センチメートル以下のもの）を1枚とする。全形以上の大きさのもの又は裁断しているもの場合は、当該のりを全形に換算した枚数、塊状のもの等紙状でないもの場合は、当該のりを3g当たり全形1枚に換算した枚数とする。

2 原産地

輸入することができる「干しのり」の原産国は、大韓民国に限る。

3 申請者の資格

申請者は、次の全ての要件を満たす者であることとする。

ただし、既に内示を受けた者が本要領に基づき再度内示書の発給を受けようとする場合は、既発の内示に基づく輸入割当てに基づき、現に輸入通関した実績を有する者に限る。

(1) 令和3年9月30日以降に4の申請手続に係る「干しのり」の輸入契約を締結していること

(2) (1)の輸入を自己の名と計算において行うことが確実であると認められる者であること

(3) 次のいずれかの要件を満たす者であること

① 平成16年度以降に行われたのりの輸入発表であって、次のア又はイの輸入発表に基づく輸入割当てを受けて輸入通関した実績を有する者

ただし、平成30年度、令和元年度又は令和2年度の「干しのり」の輸入発表に基づく商社割当てA1を受けた者であって、輸入承認証の有効期限が残っているものについては、これらの割当てに係る全ての輸入通関実績が80%を超えている者に限る。

ア 平成16年度に行われた「のり」の輸入発表（平成17年2月18日付け輸入発表第19号）

イ 平成17年度から令和2年度までの間に行われた「干しのり」、「無糖の味付けのり」又は「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」の輸入発表

② 次のいずれかの団体に所属する者

ア 全国漁業協同組合連合会

イ 全国海苔貝類漁業協同組合連合会

ウ 日本輸入海苔問屋協同組合

エ 全国加工海苔協同組合連合会

オ 全国海苔問屋協同組合連合会

(4) 株式会社にあつては、支配関係（① 発行済株式総数又は出資総額の2分の1超を保有又は出資する関係及び② 役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係）にある複数の法人が申請を行っていないこと

なお、重複申請した場合は、先に行われた申請のみを有効な申請と認める。

4 申請手続

(1) 申請書類

- ① 内示書の発給を申請する者は、(3)の申請受付期間内に次に掲げる申請書類を提出するものとする。
ただし、本要領に基づき既に内示を受けた者であって、再度申請を行おうとする者については、ウに掲げる書類(別紙様式2)を提出する必要はない。
 - ア 発注限度内示書発給申請書(別紙様式1)(1通)
 - イ 3の(1)の「干しのり」に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているものの原本及びその写し(ただし、ファックスは認めない。)
 - ウ 「干しのり」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
 - エ 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は、代理者)の社員、組合員等であることを証明する書類(別紙様式3)(ただし、社員証をもってこれに代える場合には、その原本及び写し)
 - オ 本人確認ができる書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等。名刺は認めない。)
 - カ 次のいずれかの書類
 - ア) 3の(3)の①の輸入通関した実績を有する者
当該期間内の輸入通関状況が明記されている輸入承認証の原本及びその写し
 - イ) 3の(3)の②のいずれかの団体に所属する者
その団体に所属することをその団体の長が証明する書類(ただし、発行から1年以内のものに限る。)
 - キ 代理人が申請手続を行う場合は委任状
- ② 本申請は持参又は郵送によるものとする。郵送により申請する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- ③ 1人の代理者が複数の申請を取りまとめて申請することは認める。申請書類を持参した場合は提出時に審査を行うため、申請内容を十分理解した者が来省すること。
- ④ 申請書類のうち原本については、確認後直ちに返却する。

(2) 申請受付場所

農林水産省本館8階ドア番号876 水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室
電話 03-3502-4190

(3) 申請受付期間

令和3年10月14日から令和3年12月13日まで(ただし、土曜日、日曜日、休日及び祝祭日を除く。)
の午前10時から正午まで

5 内示書の発給基準

1 申請者1回当たりの内示数量は500万枚を限度とし、申請順に内示書の発給を行う。本要領に基づき既に内示を受けた者であって、再度申請を行おうとするものにあつては、既発の内示書による内示数量のうち申請時点において既に輸入通関している数量を1回当たりの限度とする。

ただし、申請書の提出日ごとに、午前10時までに受付場所に申請書類を持参した申請者は同着とみなし、同着とみなされた申請による申請数量の総計が1の内示数量を超える場合には、これらを持参した者による抽選により順位を決定し、審査の結果上位の者から1の内示数量に達するまで内示書の発給を行うこととする。

6 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。
 - ① 輸入通関実績報告書(別紙様式4)
 - ② 累計輸入通関実績報告書(別紙様式5)
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し

(2) 提出先

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3502-4190

FAX番号 03-3508-1357

7 その他

- (1) 本要領に基づく内示書に基づいて行った輸入の実績は、来年度以降に行われる「干しのり」の輸入発表に基づく商社割当てを受けるに当たっての実績とはならない。
- (2) 申請者の社員等又は代理人以外の者による申請、同一申請者名による重複申請、申請書類の偽造その他申請手続の不正が判明した場合は失格とし、本要領に基づく内示書の発給は行わない。
- (3) 6の(1)の報告書の提出が行われなかった場合であって、そのことについて合理的な理由がないと認められる場合には、来年度以降の「干しのり」発注限度内示書(再配分)発給要領に基づく内示書の発給を行わないことがある。
- (4) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に提供する。

発注限度内示書発給申請書

水産庁長官 殿

申請年月日 令和 年 月 日

申請者名

住 所

電話番号

令和2年度「干しのり」需要者割当て発注限度内示書（再配分）発給要領（令和3年9月30日付け3水漁第851号）に基づき、「干しのり」を自己の名と計算において輸入するための発注限度内示書を発給されたく、下記のとおり申請します。

記

1. 品名 干しのり

2. 関税率表の番号等

（関税番号）

1212・21-1

1212・21-2

（商品名）

紙状に抄製した海草並びにそれ以外のあまのり
及びあまのりを交えた海草

3. 原産地 大韓民国

4. 数量 枚

（注）用紙は、A列4番縦長とすること

別紙様式 2

「干しのり」を自己の名と計算において輸入通関することが確実にすることを証する書類

項 目		干しのり			
(1) 社 名					
(2) 登記簿上の住所	ビル名・階数明記				
(3) 実際の営業場所 (同上)					
(4) 電 話 番 号					
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従の別	非専従の場合 兼職先の名称 及び兼職先における役職名	兼職先の「干しのり」の輸入割当ての有無	
		専・非			有・無
(6) そ の 他 の 役 員		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期		月 ~	月
(9) 「干しのり」の担当の役員及び職員の名	(担当役員氏名)	(担当職員氏名)			
(10) 株主構成 (持株数の順位5名を記載)	氏 名	持株数	持株数の総株数に占める比率	企業である場合には、「干しのり」の輸入割当ての有無	
			%	有・無	
			%	有・無	
			%	有・無	
			%	有・無	
(11) 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している他の法人又は個人(既に割当てを取得した者を含む。)と支配関係がないことの確認 (①~④について確認の上、全ての□にチェック(☑)すること)	<input type="checkbox"/>	①「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」にないこと。			
	<input type="checkbox"/>	②「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」にないこと。			
	<input type="checkbox"/>	③「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」にないこと。			
	<input type="checkbox"/>	④「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」にないこと。			
(12) 「干しのり」の輸入代金の決済方法 (①、②、③、④のいずれかに○をつけること)	① L/C (開設銀行: _____ 開設依頼人: _____) ② T/T ③ B/C ④ その他				
(13) 国内販売予定先	社 名	種 別	数 量		

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否	1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)
- 2 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店、その他の別を記載すること。
- 3 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 4 (6)及び(13)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

①法人の場合

(株式上場会社)

- ・直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・法人の履歴事項全部証明書の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し(電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。)
- ・直近1か年の決算報告書

※ 商社割当てを申請する場合であって、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当ての申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

②法人以外の場合

- ・申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているものと同じの場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと。)を記載した理由書により代用することができる。

令和3年 月 日

水産庁長官 殿

申請者名

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和2年度「干しのり」需要者割当て発注限度内示書（再配分）発給要領（令和3年9月30日付け3水漁第851号）に基づく「干しのり」の発注限度内示書の発給を申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏名

※上記社員の証明について照会する場合がありますので、同証明が可能な当該社員とは異なる責任者（上司等）の役職名・氏名・連絡先（法人の電話番号）を以下に記載してください。

役職名

氏名

連絡先

